

# 措置命令義務付け

福岡  
高裁 産廃めぐり福岡県に

福岡県飯塚市の操業停止した産業廃棄物最終処分場の周辺で地下水などが汚染されたとして、近隣住民が県に廃棄物処理法に基づき産廃の撤去を求めた訴訟の控訴審判決で、福岡高裁は7日、訴えを却下した一審福岡地裁判決を取り消し、産廃撤去など環境保全に必要措置を業者に命じるよ

う県に義務付けた。原告側弁護士によると、産廃処理をめぐり行政に措置命令を義務付けた判決は全国初。弁護士は「行政代執行を視野に入れた判決。都道府県行政に影響を与えらるだろう」としている。判決理由で古賀實裁判長は、処分場から流出した鉛で地下水が汚染、住民の健

康を損なう危険性があると認め「代執行や措置命令をしないことで、重大な損害を生じる恐れがある」と判断。県知事が措置命令を出していないことについて「裁量権の範囲を超えている」と述べ、行政事件訴訟法の規定に基づき、業者への措置命令を出すよう県に義務付けた。行政代執行の可能性も指摘した。

2008年2月の一審判決は「直ちに生命や健康、生活環境に著しい被害を生

じる恐れはない」として、訴えを退けた。

判決によると、この処分場は01年から飯塚市内の業者が管理。汚染の可能性が低い安定5品目の処理が許可されていたが、異臭がする汚水が近くの川に流れ出し、基壇外の廃棄物が確認された。県は02年に改善命令を出し、福岡地裁飯塚支部も04年に操業停止を命じる決定を出したが、業者は07年に事実上倒産。廃棄物は土をかぶせられ、放置されている。